

決済システムの強化を考える

— アジアにおける決済の円滑化と資金循環の活発化 —

セッションⅡ：「アジア域内における決済システムの現状と強化に向けた取組み」

電子記録債権事業への取組について

～優良企業の信用力を活用した中小企業への資金調達手段の提供～

日本電子債権機構設立調査株式会社企画部長（三菱東京UFJ銀行）

上原高志

概 要

はじめに

当行では、約3年にわたるマーケティングやフィージビリティスタディを経て、電子記録債権事業への参入を決定し、2008年6月24日に100%子会社として日本電子記録債権機構設立調査（JEMCO）を設立した。本報告においては、これまで顧客の声に基づき進めている事業の検討状況や今後の課題について、報告いたしたい。

電子記録債権法制について

紙媒体に起因する保管コストや紛失・盗難リスクの問題などから、手形取引は大企業を中心に減少が続いており、結果、中小企業の主要な資金調達手段の1つであった手形割引も縮小を余儀なくされている。本制度は、そういった環境変化を踏まえ、売掛債権などを可視化することにより中小企業の資金調達の円滑化に資することを目的として検討が始められた。

本制度の大きな特徴として、電子的な記録のみによって権利の内容を容易に定め、取引の安全性や流動性が確保可能としている点が挙げられる。加えて、従来の手形取引では不可能であった債権の分割も容易となったことから、機動的な決済や資金調達手段としての活用が期待されている。

事業化への取組みについて

近時、中小企業の資金調達環境の悪化が顕著となる中、当行では速やかに本制度を活用し、中小企業の資金調達の円滑化に資する土壌づくりを行うことが急務であると認識し、単独での事業参入を決定した。

事業化に際しては、銀行がJEMCOと利用者の間を取り次ぐことにより、利用者が専門的な記録手続の負担を感じることなく利便性を享受できる環境の実現をコンセプトとして掲げている。具体的には、中小企業を主体とした債権の受け手は、パソコンやファクシミリを用いて、最低限必要な「金額」や「譲渡先」、「実行日」などの情報を銀行経由でJEMCOに送信するだけで、同制度を活用した決済サービスや資金化を行うことが可能であり、支払期日には何らの手続きをすることなく、自動的に債務者から送金により、あらかじめ指定された決済口座に入金処理がなされ、債権・債務関係の抹消記録までがなされる仕組みとなっている。

当行では大企業の既存顧客基盤を活用して、こうした仕組みを早期に普及させることを計画しており、主要大企業だけでも潜在的な資金買取市場の規模は20兆円程度あるものと試算している。我々としては、未だ十分に活用されていない大企業の高い信用力を活用することで、微力ながらも中小企業の資金調達の円滑化に貢献できるのではないかと期待している。